

クリーニング業における規制

規制がない状態でクリーニング店を始めたらどうなるかな？

○自分の考えを書いてみよう！



Blank space for writing thoughts.



考えられること

苦情・事故



感染症の発生…公衆衛生上の問題



大きく分けると理由は2つ！

- 利用者の利益の擁護ようご
- 公衆衛生上の問題

利用者の利益の擁護

①責任所在の明確化

- ・苦情，事故の発生防止のために，利用者に必要な説明を行わなくてはならない。

受渡の際に，利用者に対して苦情の申請先しんせいさきを明示する。

<店頭に掲示>

- ・苦情の申し出先の名称
- ・所在地
- ・電話番号



記載きざいした書面を渡す。

領収書，預かり証

むてんほとりつぎえいぎょうしゃ
②無店舗取次営業者の責務

・クリーニング業の業態

クリーニング所	クリーニング所・取次店	むてんほとりつぎてん 無店舗取次店
		
水洗い，ドライクリーニング，染み抜き，乾燥，プレス，仕上げ等，洗濯物进行处理する場所。受渡をする店舗も含まれる。	洗濯物の受取，引渡しのみを行うクリーニング所。 ※街中で見かける工場と店舗が別の大手のクリーニング店等。	クリーニング所を開設せずに，洗濯物の受取及び引渡しを行う。（業務用車両等）
クリーニング師は最低1人	クリーニング師を置かなくてもよい	



無店舗取次店を行う場合提出が必要な物

- 無店舗取次店の名称
- 業務用車両の自動車登録番号及び車両の保管場所
- 営業区域，営業開始の予定年月日
- 業務用車両の構造の概要

➡ 都道府県知事に提出

規制の主なポイント

クリーニング業における規制

人的な規制

- ・クリーニング師の設置
通常クリーニング所を経営しようとする場合，1人以上のクリーニング師を置かなくてはならない。受付，引渡しのみを行う店舗には置かなくてよい。
※クリーニング師は衛生管理を統括する実質的な責任者の立場となる。

物的な規制

- ・施設設備の管理
業務を行うにあたり，施設設備の充実が求められる。業務用の機械として，洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上備えなくてはならない。家庭用は認められない。
※詳細は，参考書 P.376
※都道府県の条例にも留意する必要があるので注意すること。

<練習問題>

1 洗濯物の処理を行うクリーニング所には、何人のクリーニング師を設置しなければならないか。

- ア 1人以上
- イ 2人以上
- ウ 3人以上

2 クリーニング所において営業者が講^こすべき措置についてのものである。()に入る語句を選びなさい。

「営業者は洗濯をするクリーニング所に業務用の機械として、洗濯機及び()をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。」

- ア 乾燥機
- イ 脱水機
- ウ プレス仕上げ機

3 洗濯物の受取及び引渡しのみを行う取次店についての記述として正しいものを選びなさい。

- ア クリーニング所には該当しないが、保健所への届出は必要である。
- イ クリーニング所に該当するので、クリーニング師を置かなければならない。
- ウ クリーニング所に該当するが、クリーニング師は置かなくてもよい。

4 クリーニング業法に規定する利用者に対する説明義務等に関する記述として正しいものを次の選択肢の中から選びなさい。

- ア 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、自らがクリーニング師であることを説明しなければならない。
- イ 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、利用者に対して料金の内容を説明しなければならない。
- ウ 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。